

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 8 年 8 月 31 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理 年月日
社会保障費用統計	厚生労働大臣	令和 6 年度分の集計から、以下のとおり集計方法等を変更する。 ① 国際比較可能性向上の観点から、経済協力開発機構（OECD）の基準に基づく社会支出に関する集計表について、職業訓練関係経費の計上区分等を変更 ② 事業の新設又は改廃等に伴い、基幹統計を作成するために用いる情報等を変更	R8.7.22

（注）統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様。）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。